出雲市の在宅医療推進に向けた取組

平成29年７月23日（日）
がん医療フォーラム出雲2017

出雲市役所　健康福祉部
医療介護連携課　森口　修三

地域包括ケアシステムの構築について

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。

○ 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

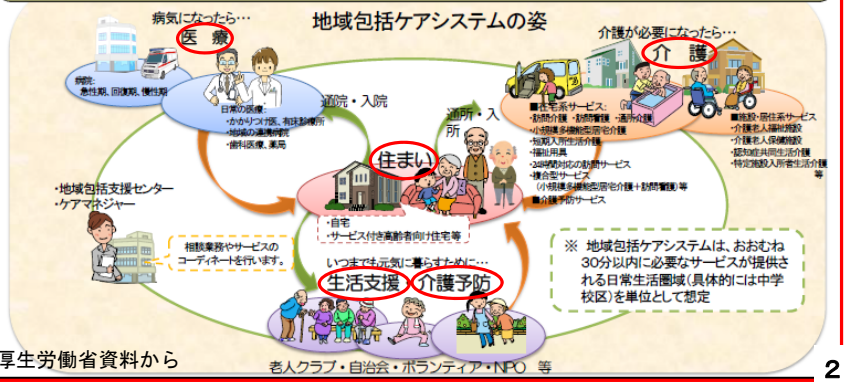

厚生労働省資料から

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

○ 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。

○ 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。

○ 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。

○ 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。

○ 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。

○ 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護サービス資源の把握
- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有

（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進
- ◆地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援
- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（カ）医療・介護関係者の研修
- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（キ）地域住民への普及啓発
- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
- ◆同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

例）二次医療圏内の病院から退院する事例等に関して、都道府県、保健所等の支援の下、医療・介護関係者間で情報共有の方法等について協議　等

厚生労働省資料から

（ア）地域の医療・介護サービス資源の把握

出雲市の主な医療・介護サービス資源

➢ 病院	11病院
➢ 医科診療所	141ヶ所
➢ 歯科診療所	61ヶ所
➢ 薬局	81ヶ所
➢ 訪問看護ステーション	16ヶ所
➢ 訪問介護事業所	46ヶ所
➢ 通所介護事業所	35ヶ所
➢ 居宅介護支援事業所	72ヶ所
➢ 介護老人保健施設	8ヶ所
➢ 特別養護老人ホーム	18ヶ所
➢ 小規模多機能型居宅介護施設	17ヶ所
➢ グループホーム	35ヶ所
➢ 高齢者あんしん支援センター	7ヶ所
➢ 養護老人ホーム	2ヶ所
➢ ケアハウス・生活支援ハウス	4ヶ所
➢ 有料老人ホーム	16ヶ所
➢ サービス付高齢者向け住宅	8ヶ所
計	578ヶ所

※H29.4時点

○医療介護資源マップ

◆ 出雲市Web版「医療介護資源マップ」 アドレス（URL）

http://gis2.city.izumo.shimane.jp/Izumo/iryoukaigomap/

◆出雲市ホームページ（http://city.izumo.shimane.jp）;トップページから

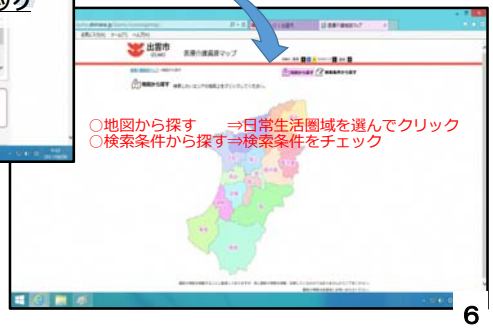

※最新の情報を掲載することに配慮していますが、
常に最新の情報を掲載・反映しているわけではありませんので
ご了承ください。

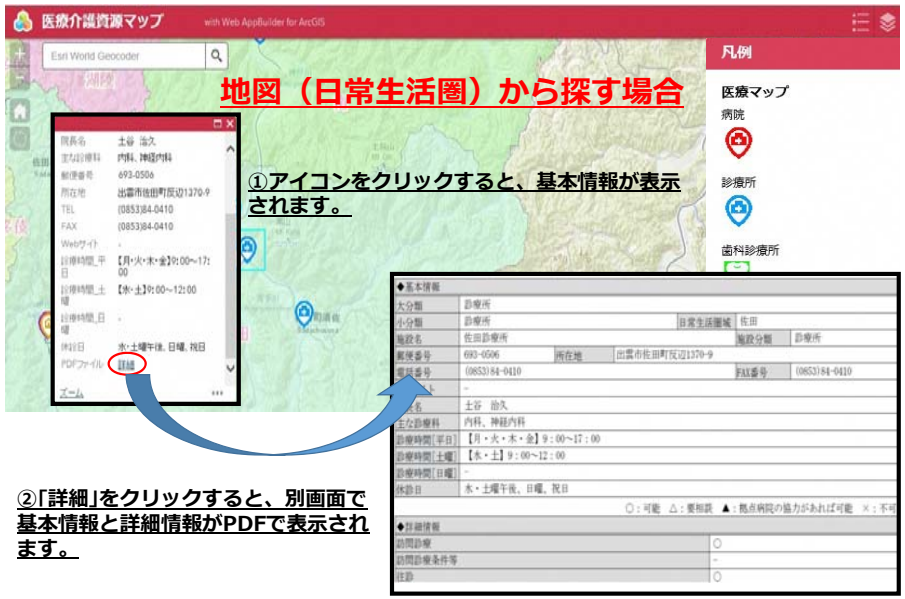

検索条件から探す

検索条件から探す場合

施設所在地	圏域 ▾ 町名 ▾
施設種類	□ 病院・診療所　□ 歯科医院　□ 薬局　□ 地域包括支援センター　□ 居宅介護支援 □ 福祉用具貸与／販売： □ 福祉用具貸与／購入　□ 福祉用具購入 □ 訪問サービス： □ 訪問介護　□ 訪問入浴介護　□ 訪問看護　□ 訪問リハビリテーション □ 定期巡回訪問介護看護 □ 通所サービス： □ 通所介護（デイサービス）　□ 通所リハビリテーション（デイケア） □ 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス） □ 短期入所サービス（ショートステイ） □ 複合的サービス（小規模多機能・複合型） □ 施設系サービス（入所・入居） □ 介護老人福祉施設（特養）　□ 介護老人保健施設（老健） □ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）　□ 養護老人ホーム □ ケアハウス（軽費老人ホーム）　□ 有料老人ホーム □ サービス付き高齢者向け住宅
施設名	

上記条件から検索する

（イ）在宅医療・介護連携のための課題抽出と対応策の検討

①在宅医療・介護連携推進連絡会議
※介護保険運営協議会の部会として設置（市主催）

②在宅医療・介護連携に関するヒアリング調査
【実施期間】平成27年9月～12月
【対象機関】病院、医科診療所、訪問看護ステーション、
居宅介護支援事業所等約100箇所
【調査内容】在宅医療・介護サービスの提供状況
医療・介護連携における現状、課題　など

③在宅医療・介護に関する市民意識調査
【実施期間】平成27年11月～12月
【対象者数】3,000人：20歳以上の市民を居住地、性別、年齢
でバランス良く無作為抽出
【調査内容】医療機関の受診状況、在宅医療についての認識、
医療・介護情報の周知度・満足度　など30項目
【回答件数】1,551人（男性：616人、女性：845人）
回答率：51.7%（男性：42.4%、女性54.6%）

Q　在宅医療について知っていますか

○「少し知っている（聞いたことがある）」が最も多く60.9%、「よく知っている」が25.2%、合わせて86.1%の方が、「在宅医療（訪問診療・訪問看護）」について知っていると回答
○年代別では、40歳代は「よく知っている」が少なく、20歳代は「少し知っている」をあわせても8割に満たない。
○性別では、女性のほうが「よく知っている」が高い。

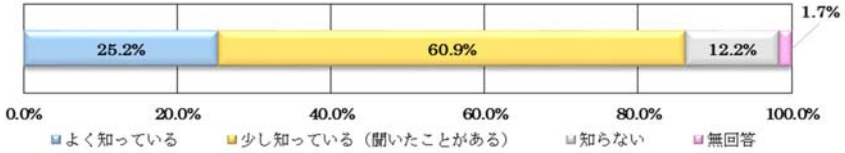

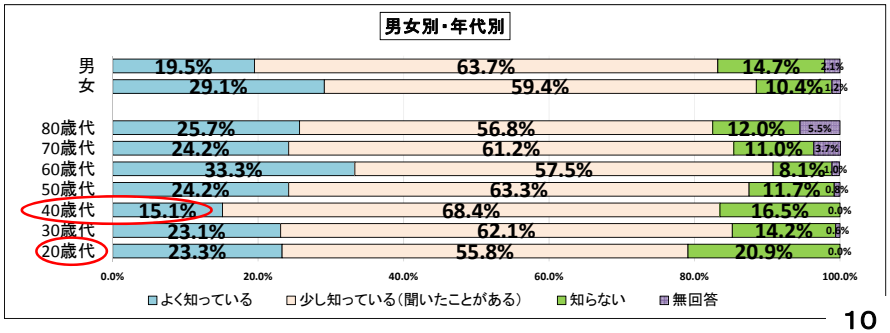

Q　在宅医療・介護を受けることのイメージについて

○「とてもそう思う」「やや思う」を足した値でみると、「ク. 費用等の経済的負担が大きくなる」が最も多い。
次いで、「キ. 療養できる部屋や風呂・トイレなど住宅環境の整備が必要である」
「エ. 訪問診療をしてくれる医師を見つけるのは難しい」、
「ア. 在宅でどのような医療を受けられるかわからない」、
「ウ. 急に病状が変わった時でも対応してもらえる」

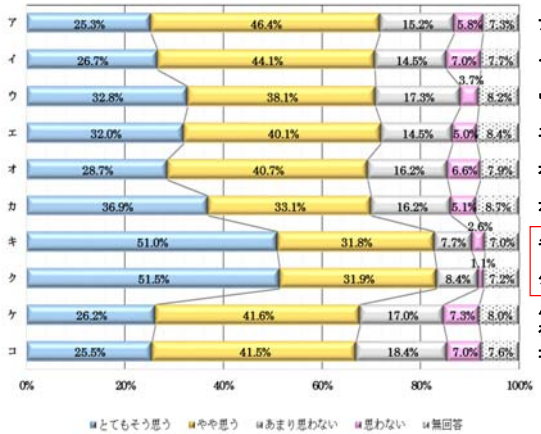

ア. 在宅でどのような医療を受けられるかわからない
イ. 在宅でどのような介護のサービス利用ができるのかわからない
ウ. 急に病状が変わった時でも対応してもらえる
エ. 訪問診療をしてくれる医師を見つけるのは難しい
オ. 訪問看護でどのようなことがしてもらえるのかわからない
カ. 家族に負担や迷惑がかかる
キ. 療養できる部屋や風呂・トイレなど住宅環境の整備が必要である
ク. 費用等の経済的負担が大きくなる
ケ. がん末期でも痛みなどの苦痛を軽減しながら在宅で過ごすことができる
コ. 在宅でも満足のいく最期が迎えられる

Q　あなたが要介護状態となった場合、主にどこで過ごしたいですか

○「特別養護老人ホームなどの介護施設」と回答した方が、40.1%と最も多く、次いで「自宅」の30.4%、「病院」の24.4%
○性別では、男女とも「介護施設」が最も高く、男性の方が、「自宅」や「病院」の割合が高い。
○自宅以外を選択した理由は、「1. 家族に負担や迷惑をかけるから」が、最も多く、次いで「2. 家族が仕事を辞めないといけなくなるから（家族が仕事と介護の両立ができないから）」、「4. 急に病状が変わったときの対応が不安だから」

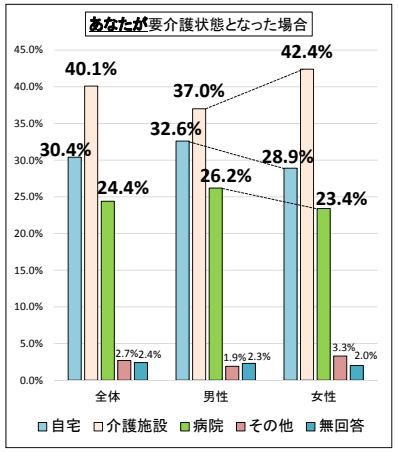

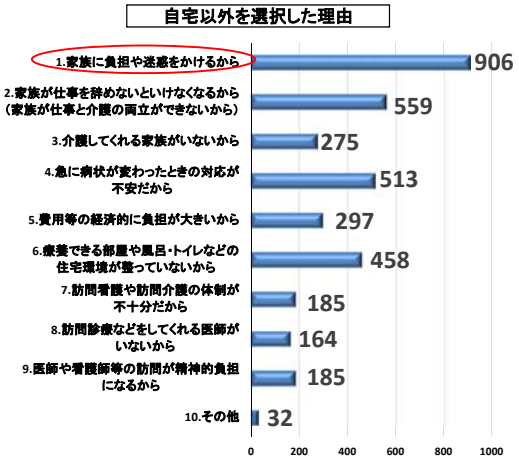

Q 家族が要介護状態となった場合、主にどこで過ごしてもらいたいですか

○「特別養護老人ホームなどの介護施設」と回答した方が、40.9%と最も多く、次いで「自宅」の29.6%、「病院」の20.0%。
○性別では、男女とも「介護施設」が最も高く、女性の方が、「自宅」の割合が高い。
○自宅以外を選択した理由は、「1. 家族に負担や迷惑がかかるから」が、最も多く、次いで「4. 急に病状が変わったときの対応が不安だから」、「2. 仕事を辞めないといけなくなるから（仕事と介護の両立ができないから）」

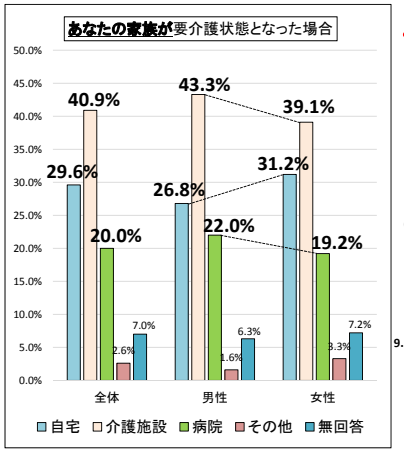

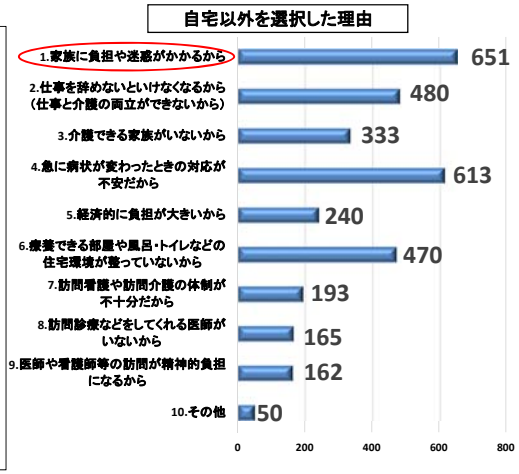

Q がん等の病気で人生の最期を迎える時、最後はどこですごしたいですか。

○「自宅」と回答した方が、38.5%と最も多く、次いで「緩和ケア病棟」の30.1%、「病院で入院を継続」の23.7%、
○性別では、男性は「自宅」、女性は「緩和ケア病棟」の割合が最も高い。

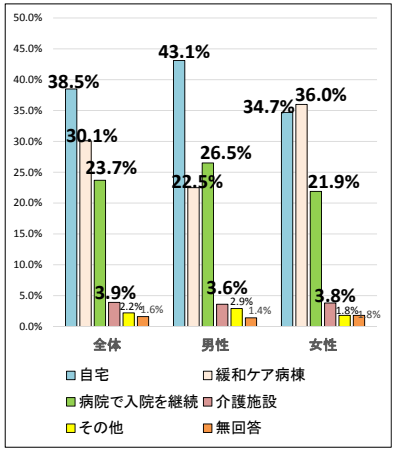

死亡の場所

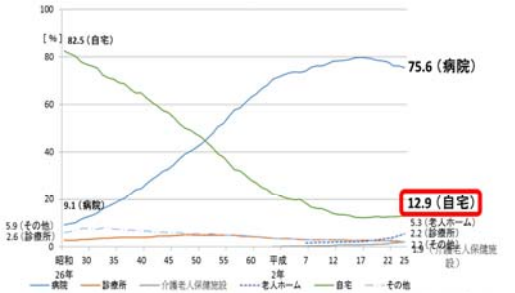

【参考】看取りの場所（平成25年人口動態調査）

	病院・診療所	介護施設	自宅	その他	計
出雲市	1,551	226	234	32	2,043
	75.9%	11.1%	11.5%	1.6%	100.0%

※自宅：認知症グループホーム、サービス付高齢者住宅を含む

Q 出雲市の医療・介護提供体制について

○「ア. 在宅医療が充実しているか」という問いに「とても当てはまる」「やや当てはまる」を合わせて36.9%

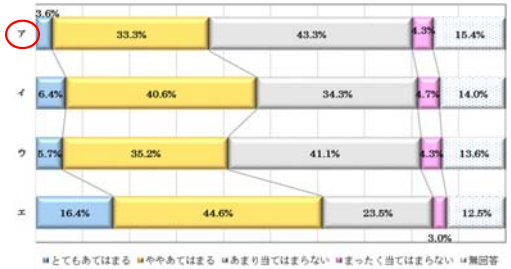

ア 在宅医療が充実している

イ 地域で介護サービスが受けられる体制が整っている

ウ 医療（医療のかかり方、救急医療の利用等）に対する情報が十分提供されている

エ 救急医療が充実している

Q 自宅で療養を継続できる体制を社会全体で進めていくべきと思いますか

○自宅で療養を継続できる体制を社会全体で進めていくべきかという問いに「とても思う」「やや思う」を合わせて70.8%

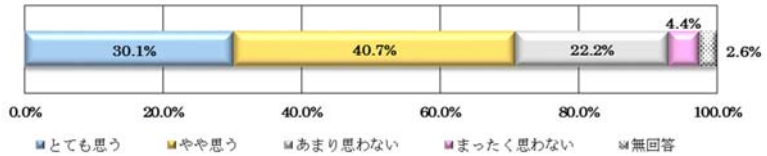

平成２８年度～「在宅医療・介護連携推進連絡会議」

※介護保険運営協議会の部会として設置（市主催）
※必要に応じワーキング開催

【参加団体等】

連携推進に必要な医療・介護関係機関や職種等の代表者

出雲医師会、島根大学医学部附属病院、島根県立中央病院、出雲圏域病病連携会議、
出雲リハケアネット、出雲市歯科医師会、島根県薬剤師会出雲・斐川支部、
島根県訪問看護ステーション協会出雲支部、出雲地域介護保険サービス事業者連絡会、
出雲地域介護支援専門員協会、出雲高齢者あんしん支援センター、出雲地区栄養士会、
出雲地区歯科衛生士会、出雲市立総合医療センター、出雲保健所、出雲市

【協議・検討内容】

在宅医療・介護連携における圏域の現状・課題の共有、
連携体制構築に向けた必要な取組の検討　　など

（ウ）切れ目ない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進

○訪問診療・訪問看護確保対策事業
【H28年度～】

・訪問診療や訪問看護について、中山間地域などの条件不利地域への拡大を図るため、事業者に対し運営費の一部を補助

・消費税増収分を活用して県に設置された、地域医療介護総合確保基金による財政支援制度を利用して事業を実施
（補助率３／４）

（カ）医療・介護関係者の研修

～　多職種連携への取組「顔の見える関係づくり」　～
【保健所・市主催】

○多職種連携のための研修会及び意見交換会
平成２４年度～（年１回）
参加者：約２００名

○在宅医療推進のための事例検討会
平成２６年度～（年２～４回）
参加者：約５０～１００名

※　行政主催の研修だけでなく、医療・介護関係機関や団体による取組も数多く実施されています。

（キ）地域住民への普及啓発

○在宅医療座談会

・在宅医療についての地域住民への普及啓発や住民との意見交換を行う場として開催
・実際に在宅医療介護に携わる専門職等（医師、看護師、ケアマネ等）が専門職から見た在宅医療について話をしています。

・平成２５年度：北浜地区
・平成２６年度：北浜地区、西田地区
・平成２７年度：神西、乙立、伊野、佐田、今市地区
・平成２８年度～（市主催）開催地の拡大（町内会等小単位でも開催）：２１箇所
・平成２９年度
現在、数箇所で開催を調整中。
開催希望の地区・団体を募集中。

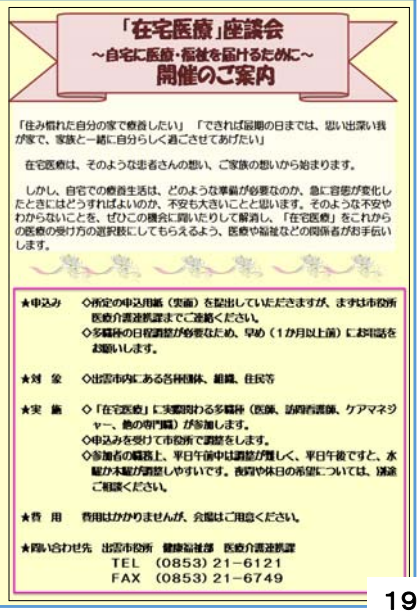

「在宅医療」座談会
～自宅に医療・福祉を届けるために～
開催のご案内

「住み慣れた自分の家で療養したい」「できれば最期の日までは、思い出深い我が家で、家族と一緒に自分らしく過ごさせてあげたい」

在宅医療は、そのような患者さんの想い、ご家族の想いから始まります。

しかし、自宅での療養生活は、どのような準備が必要なのか、急に容態が変化したときにはどうすればよいのか、不安も大きいことと思います。そのような不安やわからないことを、ぜひこの機会に聞いたりして解消し、「在宅医療」をこれからの医療の受け方の選択肢にしてもらえるよう、医療や福祉などの関係者がお手伝いします。

★申込み　◇所定の申込用紙（裏面）を提出していただきますが、まずは市役所医療介護連絡課までご連絡ください。
◇多職種の日程調整が必要なため、早め（1か月以上前）にお問合をお願いします。

★対　象　◇出雲市内にある各種団体、組織、住民等

★実　施　◇「在宅医療」に実際関わる多職種（医師、訪問看護師、ケアマネジャー、他の専門職）が参加します。
◇申込みを受けて市役所で調整をします。
◇参加者の職務上、平日午前中は調整が難しく、平日午後ですと、水曜か木曜が調整しやすいです。夜間や休日の希望については、別途ご相談ください。

★費　用　費用はかかりませんが、会場はご用意ください。

★問い合わせ先　出雲市役所　健康福祉部　医療介護連絡課
TEL　(0853) 21－6121
FAX　(0853) 21－6749

「在宅医療」について、何でも聞いてみませんか？こんな不安はありませんか？皆さんの想いを聞かせてください。

往診と訪問診療はどう違うのですか。
往診は発熱、腹痛、めまいなど急病に対して、求めに応じて患者さんの家にまで往って診療するものです。訪問診療は、通院が困難で継続的な診療が必要な方に、定期的に自宅に訪問して診療を行うものです。

在宅医療ではどんなことをしてもらえますか。
投薬、注射、検尿、血液検査、心電図検査など通常外来でできることはほとんどできます。褥瘡（床ずれ）の処置、ストーマ処置、経管栄養、中心静脈栄養、機械による人工呼吸、緩和ケアなどでも、訪問看護などと組み合わせて、大部分は対応が可能ですが、特殊な検査はできません。

自宅でもリハビリはしてもらえるのですか。
リハビリは疾患の状態や発症からの時期、障がいの程度などで目標や訓練内容が個々に違ってきます。自宅での訓練が適も適当であれば、訪問リハビリを利用することで自宅でもリハビリを受けることができます。かかりつけ医に相談してください。

医療を受けるのと並行して介護サービスも受けたいのですが。
要介護認定を受けていれば介護サービスも受けることができます。ケアマネジャーに相談してください。
要介護認定を受けていない場合は認定を受ける必要がありますので、高齢者あんしん支援センターまたは市役所高齢者福祉課に相談してください。

いざという時入院させてもらえるんでしょうか。
訪問診療医が、入院の必要があると判断したら紹介します。医療的な判断なので、在宅で診ているから入院させてもらえないということはありません。

歯科の往診もあると聞いたけれど、何をしてもらえるのですか。
できるだけ食べるのに困らないように、歯の手入れについてアドバイスや見守りなどをします。入れ歯で困らないよう定期的な調整をする歯科医院もあります。虫歯の治療などは介護タクシーなどを利用して、車いすや寝台ベッドで通院治療するとより確実な治療が受けられます。

在宅療養をしたい時はどうしたらよいですか。
病院での治療が終わって在宅療養となる場合には、その病院の地域連携部署の相談員（ソーシャルワーカー）や看護師にご相談ください。
通院中の場合はかかりつけ医に相談してください。病状に合わせて訪問診療を計画します。介護保険の申請、訪問看護、訪問介護、訪問リハビリなどについても相談を受けますが、ケアマネジャーに相談するよう説明されます。特殊な処置が必要な場合は、対応できる医師を紹介します。かかりつけの医師がない場合は、お近くの医師に相談してください。

薬を取りに行くことが難しい場合はどんな方法がありますか。
薬局が処方医と連携して配達することができます。オムツなど介護用品、ガーゼや消毒液など衛生材料を一緒に配達できる場合もあります。

訪問看護ではどんなことをしてもらえますか。
健康チェック、かかりつけ医との調整やご家族・ご本人の困っていることの相談にのり、少しでも長く住み慣れた自宅で暮らせるようサポートします。
医師の指示に従い、健康チェックや相談、薬の管理の支援、日常生活の支援、医療処置と機械・カテーテルの管理、リハビリの指導、自宅での看取りの援助などを行うとともに、ご家族への助言などの支援も行います。

自分は家で療養したいけど、家族に負担がかかるのは申し訳ないなぁ…。
介護保険でホームヘルパーによる家事援助や入浴介助などの身体介護、また訪問看護も受けることができます。特々短期入所をして家族の負担を減らすこともできます。家族だけで介護をしよう、あるいはできることはすべてやろうと思わず、任せられるところは任せてください。うまくサービスや制度を活用しましょう。かかりつけ医やケアマネジャーに相談してください。

医療費はどうなりますか。通院するよりたくさんかかりませんか。
在宅医療においても、加入の医療保険が利用できます。このほか、訪問に係る交通費など、通院とは異なる負担があります。しかし、保険診療については高額療養費制度がありますので、それ以上の負担はありません。また、病気や状態によって利用できる制度（障がい者手帳と等級によっては福祉医療、指定難病などにより負担を軽くすることができます。該当かどうかや利用の仕方などは医療機関や市役所福祉推進課にお問い合わせください。